

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第3条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からカードの提示等による信用販売の申込があった場合、善良なる管理者の注意をもって、CAT 端末機その他カードの有効性を確認する機器（加盟店の POS も含み、以下「クレジット端末」といいます。）を利用して、本規約のほか、クレジット端末機の使用規則及びその取扱規則（以下「使用規則等」といいます。）に従って、以下の手続きを行います。</p> <p><u>(1) 会員の指定する支払方法、金額等のクレジット端末への入力</u></p> <p><u>(2) クレジット端末にカードを挿入し又は挿入させ、カードの真偽の確認</u></p> <p><u>(3) 会員にカードの暗証番号を入力（以下「PIN 入力」といいます。）させることによるカードの提示をした者とカード名義人との一致を確認</u></p> <p><u>(4) 前号でカードを提示した者と、カード名義人との一致を確認できた場合、クレジット端末を利用して、カードの有効性及び利用可能であることの確認</u></p> <p><u>(5) クレジット端末から売上票の発行を受け、当該売上票に売場名、取扱者名を記載し、会員に売上票の控え、又は売上票に記載した内容を表す書面の交付</u></p> <p>2. クレジット端末が PIN 入力に対応していない場合は、前項</p> <p>(1) の手続きに加え、以下の手続きを行います。</p> <p><u>(1) カードの真偽の確認</u></p> <p><u>(2) クレジット端末を利用して、カードの有効性及び利用可能であることの確認</u></p> <p><u>(3) クレジット端末から売上票の発行を受け、売上票に売場名、取扱者名を記入し、以下の事項の確認</u></p>	<p>第3条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からカードの提示等による信用販売の申込があった場合、善良なる管理者の注意をもって、CAT 端末機その他カードの有効性を確認する機器（加盟店の POS も含み、以下「クレジット端末」といいます。）を利用して、本規約のほか、クレジット端末機の使用規則及びその取扱規則（以下「使用規則等」といいます。）に従って、以下の手続きを行います。</p> <p>(1) カードの真偽の確認</p> <p>(2) カード番号（クレジットカード番号その他のカード毎に会員特定のために付与される番号）、会員の指定する支払方法、金額等のクレジット端末への入力による、カードが有効及び利用可能であることの確認</p> <p>(3) 会員にカードの暗証番号を入力（以下「PIN 入力」といいます。）させることによるカードの提示をした者とカード名義人との一致を確認。利用者がカードを通知した場合には、セゾンが認める方法によりカードを通知した者と、カード名義人との一致を確認</p> <p>(4) クレジット端末から売上票の発行を受け、当該売上票に売場名、取扱者名を記入し、会員に売上票の控え、又は売上票に記載した内容を表す書面の交付</p> <p>2. クレジット端末が PIN 入力に対応していない場合は、前項</p> <p>(1) (2) の手続きに加え、以下の手続きを行います。</p> <p>(1) クレジット端末から売上票の発行を受け、売上票に売場名、取扱者名を記入し、以下の事項の確認</p> <p>① カード券面にエンボスされた会員の氏名と売上票に印字された会員の氏名の一致すること。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>① カード券面にエンボスされた会員の氏名と売上票に印字された会員の氏名の一致すること。</u></p> <p><u>② カード券面にエンボスされたカード番号と売上票に印字されたカード番号の一致すること。</u></p> <p><u>(4) 売上票所定の欄に会員の署名の取得</u></p> <p><u>(5) カード裏面にされた会員の署名と前号により取得した署名の一致を確認</u></p> <p><u>(6) 会員に売上票の控え、又は売上票に記載した内容を表す書面の交付</u></p> <p>4. 加盟店は、第 1 項 <u>(5)</u>、第 2 項 <u>(6)</u> に基づく書面の交付について、割賦販売法の定めに従って電磁的な方法により提供することができるものとします。但し、加盟店は、会員より書面の交付を求められた場合には、遅滞なく書面を交付するものとします。</p> <p>第 4 条（無効カード等の取り扱い）</p> <p>1. 前条の手続きにおいて下記各号に該当した場合、加盟店は、信用販売を中止し、カード（本項においては、第 2 条第 1 項に定義されたカードのほか、偽造、変造されたカードを含みます。）を回収のうえ直ちにセゾンに連絡し、セゾンの指示に従います。</p> <p>(2) 前条第 1 項 <u>(2)</u>、<u>第 2 項(1)</u>又は第 3 項 (1) において明らか</p> <p>に偽造、変造と判断できるカードを提示等されたとき又は、破損したカードを提示されたとき。</p>	<p>② カード券面にエンボスされたカード番号と売上票に印字されたカード番号の一致すること。</p> <p>(2) 売上票所定の欄に会員の署名の取得</p> <p>(3) カード裏面にされた会員の署名と前号により取得した署名の一致を確認</p> <p>(4) 会員に売上票の控え、又は売上票に記載した内容を表す書面の交付</p> <p>4. 加盟店は、第 1 項 (4)、第 2 項 (4) に基づく書面の交付について、割賦販売法の定めに従って電磁的な方法により提供することができるものとします。但し、加盟店は、会員より書面の交付を求められた場合には、遅滞なく書面を交付するものとします。</p> <p>第 4 条（無効カード等の取り扱い）</p> <p>1. 前条の手続きにおいて下記各号に該当した場合、加盟店は、信用販売を中止し、カード（本項においては、第 2 条第 1 項に定義されたカードのほか、偽造、変造されたカードを含みます。）を回収のうえ直ちにセゾンに連絡し、セゾンの指示に従います。</p> <p>(2) 前条第 1 項 (1) (第 2 項により準用される場合も含みます。)又は第 3 項 (1) において明らか</p> <p>に偽造、変造と判断できるカードを提示等されたとき又は、破損したカードを提示されたとき。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(3) 前条第 2 項 <u>(3)</u> ①又は②の不一致若しくは、第 2 項 <u>(5)</u> 又は第 3 項 (5) が明らかに不一致のとき。</p> <p>第 14 条 (その他遵守事項)</p> <p>1. 加盟店は、以下各号に定める事項を遵守します。</p> <p>(9) 特定商取引法に定める連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引及びこれらに類する取引を<u>セゾンの承諾なく</u>行わないこと。</p> <p><u>(10) 預託法に定める販売を伴う預託等取引及びこれに類する取引並びに消費者契約法の定めに反する取引及び公序良俗違反等の無効や取消の可能性のある信用販売を行わないこと。</u></p> <p><u>(11) 現金の立て替え、過去の売掛金の精算等を目的として売上票等を利用しないこと。</u></p> <p><u>(12) 売上票等への分割記載、金額訂正、売上日付の不実記載等を行わないこと。</u></p> <p><u>(13) 紛失、盗難、偽造、変造されたカードに起因する売上が発生し、セゾンが加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたときには、これに協力すること。なお、この協力には、カード取扱店を所轄する警察署に当該売上に関する被害届の提出を含みます。</u></p> <p><u>(14) 前号のほか、セゾンが加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたとき、これに協力すること。</u></p> <p><非接触カード等による信用販売に関する特約></p> <p><u>第 1 条 (目的等)</u></p> <p><u>本特約は、セゾンと「セゾンカード加盟店規約」(以下「加盟店規約」といいます。)を締結している加盟店が、加盟店規約第 3 条</u></p>	<p>(3) 前条第 2 項 (1) ①又は②の不一致若しくは、第 2 項 (3) 又は第 3 項 (5) が明らかに不一致のとき。</p> <p>第 14 条 (その他遵守事項)</p> <p>1. 加盟店は、以下各号に定める事項を遵守します。</p> <p>(9) 特定商取引法に定める連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引及びこれに類する取引、公序良俗違反等の無効や取消の可能性のある信用販売を行わないこと。</p> <p>(10) 現金の立て替え、過去の売掛金の精算等を目的として売上票等を利用しないこと。</p> <p>(11) 売上票等への分割記載、金額訂正、売上日付の不実記載等を行わないこと。</p> <p>(12) 紛失、盗難、偽造、変造されたカードに起因する売上が発生し、セゾンが加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたときには、これに協力すること。なお、この協力には、カード取扱店を所轄する警察署に当該売上に関する被害届の提出を含みます。</p> <p>(13) 前号のほか、セゾンが加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたとき、これに協力すること。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>新設</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>に規定するカードの提示等の信用販売の方法に代わり、「Visa タッチ決済 pay Wave」又は「MasterCard コンタクトレス」(いずれのものも、名称変更後のものを含まます。)の機能がついているカード、電子機器その他のデバイス(以下、総称して「非接触カード等」といいます。)による方法で信用販売する場合の<u>手順、権利義務関係その他の条件について定めることを目的とし、かかる非接触カード等による信用販売を行う加盟店は本特約の定めに従うものとします。なお、本特約で用いている用語の定義については、本特約で特段の定めがない限り、加盟店規約の定めに従うものとします。</u></u></p> <p><u>第2条(対象取扱店及び導入義務)</u></p> <p><u>1. 非接触カード等を用いた信用販売を行う加盟店(以下「対象取扱店」といいます。)は、セゾン所定の方法で届け出るものとします。</u></p> <p><u>2. 加盟店は、セゾンの指示に従い、非接触カード等を用いた信用販売の方法を導入し、前項の届出を行わなければならないものとします。</u></p> <p><u>第3条(非接触決済の方法)</u></p> <p><u>1. 会員から非接触カード等を用いた信用販売の申込みがあった場合、加盟店は、善良なる管理者の注意をもって、非接触カード等の有効性を確認する機器(以下「非接触専用端末」といいます。)を用いて、本特約、実行計画、当該非接触専用端末の定める取扱規則及びその他関係する規則等に従い、当該非接触カード等の有効性及び真偽を確認し、セゾンの販売承認を得たうえで信用販売を行うものとします。</u></p> <p><u>2. 前項において、会員の信用販売の金額(税込)が、セゾンの定め</u></p>		

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>る金額を超えていた場合、加盟店は、実行計画に従い、当該非接触カード等を提示した者と非接触カード等の名義人が一致すること（以下「本人確認」といいます。）を署名又は暗証番号の一致、その他の方法により確認できたときに限り、信用販売することができるものとします。なお、かかる場合において、非接触カード等が、デバイス又は非接触専用端末による本人確認に対応していないときは、加盟店は、本特約に基づく信用販売は行ってはならないものとします。</u></p> <p><u>3. 加盟店は、前二項に基づき会員との間で信用販売ができたときは、非接触専用端末より発行される売上票の控えを、当該会員に交付するものとします。</u></p> <p><u>4. 非接触専用端末が、故障、回線の障害、その他の原因により利用することができない場合、加盟店は、本特約に基づく信用販売を行ってはならないものとします。</u></p> <p><u>第4条（取扱いの中止）</u></p> <p><u>セゾンは、以下のいずれに該当する場合、非接触カード等による信用販売の取扱いを中止又は一時停止することができるものとします。また、セゾンは、当該非接触カード等の取扱いが中止又は一時停止したことにより加盟店に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>(1) 合理的な支配の及ばない状況に起因して非接触カード等の取扱いが困難であるとセゾンが判断した場合。なお、合理的な支配の及ばない状況には、天災、政府機関の行為若しくは命令、火災、洪水、台風、高潮、地震、パンデミック、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命、暴動、ストライキ若しくはロックアウト、又は実質的にこれらと同視しうるものを含むがこ</u></p>		

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>れらに限られないものとします。</u></p> <p><u>(2) 上記のほか、コンピュータシステムの保守等、セゾンがやむを得ない事情で非接触カード等の取扱いの中止又は一時停止が必要と判断した場合。</u></p> <p><u>第5条（苦情処理等の対応）</u></p> <p><u>加盟店は、セゾンの責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本特約に基づく信用販売に関して一切の責任を負うものとし、会員その他の第三者との間で、苦情、トラブル、異議、申立て、訴訟等が発生した場合、加盟店が責任をもって対応するものとします。</u></p> <p><u>第6条（本特約に定めがない事項）</u></p> <p><u>1. 本特約に定めがない事項については、加盟店規約の定めを合理的な範囲で読み替え適用するものとし、加盟店規約における「カード」について必要に応じて「非接触カード等」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>2. 本特約と加盟店規約の定めが矛盾又は抵触する場合、本特約の定めが優先するものとします。</u></p>		